

## (3) 林業経

(2005年農林)

単位:経営体

区 分	計	法人化している				地方公共団体 ・財産区	法人化してい ない
		農事組合法人	会 社	各種団体	その他法人		
全 国	200,224	159	3,238	3,363	1,740	2,258	189,466
東 海	21,291	7	350	294	227	247	20,166
関 東 農 政 局	23,891	13	518	483	307	459	22,111
県 計	<b>4,259</b>	<b>2</b>	<b>99</b>	<b>47</b>	<b>86</b>	<b>64</b>	<b>3,961</b>
東 部	1,057	1	33	24	38	42	919
中 部	1,750	1	32	7	26	6	1,678
西 部	1,452	-	34	16	22	16	1,364
静 岡 市	864	-	17	2	19	2	824
浜 松 市	70	-	7	-	-	-	63
沼 津 市	37	-	1	3	2	1	30
熱 海 市	3	-	-	-	-	-	3
三 島 市	20	-	3	-	1	-	16
富 士 宮 市	151	-	8	2	2	11	128
伊 東 市	9	-	-	1	-	-	8
島 田 市	89	-	3	-	2	1	83
富 士 市	92	-	5	2	-	1	84
磐 田 市	6	-	-	-	-	-	6
焼 津 市	6	-	1	-	-	-	5
掛 川 市	92	-	3	1	4	6	78
藤 枝 市	102	-	1	1	2	-	97
御 殿 場 市	115	1	6	1	14	5	89
袋 井 市	19	-	1	1	2	-	15
天 竜 市	266	-	6	3	1	3	253
浜 北 市	48	-	2	3	2	1	40
下 田 市	56	-	-	2	3	1	49
裾 野 市	95	1	2	1	1	-	91
湖 西 市	2	-	x	x	x	x	x
伊 豆 市	171	x	2	3	8	12	146
御 前 崎 市	1	-	x	x	x	x	x
菊 川 市	16	x	-	-	3	-	13
東 伊 豆 町	11	-	-	-	-	2	9
河 津 町	19	-	1	1	-	1	16
南 伊 豆 町	13	-	1	1	-	-	11
松 崎 町	24	-	-	2	1	1	20
西 伊 豆 町	4	-	-	-	-	-	4
賀 茂 村	14	-	-	-	-	3	11
伊 豆 長 岡 町	7	-	-	1	2	1	3
戸 田 村	9	-	-	1	-	-	8
函 南 町	26	-	-	-	-	-	26
葦 山 町	21	-	-	-	-	-	21
大 仁 町	23	-	-	-	-	2	21
清 水 町	2	x	x	x	x	x	x

資料 経済統計室「2005年農林業センサス結果報告書」

# 営 体 数

(業センサス)

平成17年2月1日現在

区 分	計	法人化している				地方公共団体 ・ 財 産 区	法人化してい ない
		農事組合法人	会 社	各種団体	その他法人		
長 泉 町	11	-	-	1	-	1	9
小 山 町	80	-	1	2	2	-	75
芝 川 町	44	-	3	-	1	-	40
富 士 川 町	11	-	-	-	-	-	11
蒲 原 町	5	-	-	-	-	1	4
由 比 町	13	-	-	-	-	-	13
岡 部 町	66	-	-	-	-	-	66
大 井 川 町	2	x	x	x	x	x	x
大 相 良 町	10	-	-	-	1	-	9
榛 原 町	18	-	-	-	-	-	18
吉 田 町	-	-	-	-	-	-	-
金 谷 町	68	-	4	1	2	1	60
川 根 町	160	-	2	-	-	-	158
中 川 根 町	251	-	1	1	-	-	249
本 川 根 町	85	-	3	1	-	1	80
大 須 賀 町	-	-	-	-	-	-	-
大 東 町	3	-	-	-	-	-	3
森 野 町	121	-	3	1	3	2	112
春 野 町	367	-	7	1	4	-	355
浅 羽 町	-	-	-	-	-	-	-
福 田 町	-	-	-	-	-	-	-
竜 洋 町	6	-	1	1	-	-	4
豊 田 町	1	x	x	x	x	x	x
豊 岡 村	34	-	-	-	1	3	30
龍 山 村	97	-	-	1	2	-	94
佐 久 間 町	99	-	1	2	-	-	96
水 窪 町	65	-	-	1	-	-	64
舞 阪 町	-	-	-	-	-	-	-
新 居 町	-	-	-	-	-	-	-
雄 踏 町	1	x	x	x	x	x	x
細 江 町	4	-	-	-	-	-	4
引 佐 町	117	-	2	1	-	1	113
三 ヶ 日 町	17	-	1	-	-	-	16

注) 経営体とは、平成17年2月1日現在で次の規定のいずれかに該当する者をいう。

- ①保有山林面積が3ha以上で、かつ過去5年間に育林若しくは伐採作業を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む「森林施業計画」を作成している者
- ②委託を受けて育林を行っている者
- ③委託を受け又は立木を購入して素材生産を行い、過去1年間の素材生産量が200m<sup>3</sup>以上の者